

## 後期高齢者医療保険料の 口座振替について

### ◆年金天引き(特別徴収)の方へ

年金天引きにより、後期高齢者医療保険料を納付されている方は、申し出ただくことにより口座振替への変更ができます。

口座振替により保険料を納付される場合、所得税等の社会保険料控除については、口座名義人の方(被保険者本人または被保険者と生計を一にする配偶者その他の親族に限る)に適用されます。

### ◎手続き

①住民課国保年金班で納付方法変更申出書を提出してください。

②通帳と届出印を用意し、金融機関で口座振替依頼をしてください。

※申し出から口座振替開始まで3ヶ月かかります。

※口座振替の依頼を金融機関で手続きしただけでは、年金からの天引きは

中止されません。

※口座振替を希望されない方は、手続きの必要はありません。

### ◆納付書払い(普通徴収)の方へ

後期高齢者医療保険料は、原則として年金天引きですが、年金が年額18万円未満の場合、または後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、年金天引きとならず納付書により納めていただきます。納め忘れなどがなく、便利な口座振替をご利用ください。

また、国民健康保険税を口座振替により納付されていた方が、75歳となり後期高齢者医療制度に加入した場合は、あらためて口座振替依頼が必要となりますのでご確認ください。

### 不審電話にご注意を!

公的機関を名乗り、「医療費の還付金(給付金)があります」などと偽り、ATM(現金自動預払機)から現金を振り込ませようとする手口が発生しています。不審な電話はすぐに対応せず、住民課国保年金班へお問い合わせください。

### ◆問い合わせ

住民課国保年金班  
☎(84)1214

### 新成人のみなさん 国民年金の加入手続き をしましょう

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方は、国民年金(基礎年金)に加入する義務があります。自営業者、学生の方などは第1号被保険者に、サラリーマンや公務員の方は第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけが

で重い障害が残ったり、18歳未満の子を残したときにも年金が支給されます。加入手続きは、第1号被保険者は住民課で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。

なお、学生である場合など、収入が少ないために納付ができない場合は、申請により保険料が免除される制度があります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、万 one のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

### 平成23年分 公的年金等の 源泉徴収票について

平成23年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を理由とする年金を受け取られた方に、1月中旬から下旬にかけて公的年金等の源泉徴収票(ハガキ)が日本年金機構から送付されます。

証明内容は、平成23年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等です。

この証明書は確定申告の際に必要な添付書類ですので、紛失しないよう大切に保管してください。紛失してしまった場合や届いていない場合は、再発行が可能ですので左記までご相談ください。

### ◆問い合わせ

千葉年金事務所  
☎043(242)6320  
住民課国保年金班  
☎(84)1214

